

今後のいじめ防止対策推進について

令和5年（2023年）2月15日

愛荘町教育委員会

1. はじめに

愛荘町ではこれまでより、いじめの未然防止と発生時の対応・再発防止について、学校園・愛荘町教育委員会等が連携し、人権尊重の学校園づくりに努めるとともに、日々実践のふり返しを行い、より実効性のある対策の実施に注力してきた。しかしながら、まだまだ課題は山積しており、さらなるいじめ防止対策の推進を図る必要がある。特に令和3年6月に設置した愛荘町いじめ問題調査委員会（いじめ防止対策推進法第24条の規定による調査 ※同法第28条によるところの重大事態にかかる調査には該当しない ※目的：町教委及び学校が事実に向き合うことで事案の解明、当該事象への対処や同種の事態発生防止を図ること）において検証された結果をもとに、以下の事項を関係者で共有し、今後のいじめ防止対策に活かしていくこととする。

2. 町教委・学校が点検・改善すべき内容

以下の項目について、町教委・学校は組織的な共通理解を図るとともに、今一度点検を行い、改善すべきは改善し、また取組の相互交流等を行いながら、さらなるいじめ対策の推進を図るものとする。

① 調査等に関すること

- ・いじめ事案発生時には、組織的対応を行うべく、すみやかに校内対策委員会を設置し、調査に着手すること
- ・校内のいじめ調査等については、保護者の要望は参考にしたとしても、あくまでも学校主導で行う。
- ・調査の実施にあたっては、あらかじめ調査事項を吟味した上で、1回の聞き取りで完了する。（同じ事項についてくり返し聞き直すことは避ける。）
※同じ事項についての聞き取りは、子どもによっては、学校や教員の見立てや望む結論に沿った意見を言わなければならないと勘違いしたり、迎合する方が楽だと考えたりして、聞き取り結果がゆがんでしまう恐れがある点に留意する。
- ・アンケートの実施、回収にあたっては、他者に見られるのではないかどうかという子どもの負担を軽減するような実施・回収方法を検討し、十分配慮された状況下で調査・回収を行う。
（家庭で記入、封筒に入れた状況で回収等）

- ・聞き取り方法が限られ、例えば電話での聞き取りしか方法がない場合であっても、協力してくれる子どもがいる場合には、面談や資料提出等、その他の調査方法の活用を探る。

② 客観的資料の提供や資料保存について

- ・SNS上でのやりとりによるトラブルが多くなっているが、SNS上のやりとりについての客観的記録の保存にも留意する。
- ・その他写真、録音等の客観的資料が存在する事案については、提供を求めるとともに、事後の再検討のためにも対応記録の一部として確実に保管する。
- ・記録を残す際は、「作成日」、「作成者」、「資料番号」の情報を必ず記載し、資料目録を作成する等、事後的な検証がしやすいよう整理しておく。

③ 保護者対応にかかる留意事項

- ・保護者対応は、児童生徒対応に密接に関わる。保護者を理解することがこれらの対応の効果を高めることから、保護者対応にかかるスキルを磨く必要がある。
- ・保護者の様々な要望に対しては、学校は教育的な対応を行う場であるという根本において、一定の線引きの必要があることに留意する。

④ 具体的な子どもへの指導について

- ・被害者側の子どもに寄り添うとともに、被害者側の子どもに必要な支援・指導を行う。
- ・円滑な人間関係の形成には、距離を保った友だち関係の取り方等についての指導も必要であることから、対人関係のスキルとして、他者と距離を置くことを指導に盛り込むことに留意する。

⑤ 校内での情報共有等について

- ・集めた情報をどのように使うか、得られた情報をどのように活用し、どのような対応をするかといった部分まで検討し、共有を図る。
- ・いじめ等が収まった後も、少しでも疑問に思うことや気になることがあれば、職員相互間での報告や相談を遅滞なく行うといった習慣を組織全体が持つよう意識化する。

⑥ いじめ事案収束後の対応にについて

- ・アンケート調査の継続はもちろんのこと、ふり返り、被害の子ども等への声かけ等により、定期的な事後の状況確認を実施することを怠らない。

- ・いじめが起こっている場面では、学校は少しでもその状況を押さえ込むことに注力している。しかし、いじめ等が収まった後も、校内で事案の周知を図り、感度を高め、引き続きすみやかに報告・連絡・相談を行える体制・環境を維持していく。

⑦ その他

- ・スマホ等によるトラブルへの対応が今後さらに増えていくことが予想される。そうしたことを踏まえ、子ども自身がルールをつくるなど子どもの主体性や自治の力等を引き出しながら、家庭・地域と連携し、取組を行っていく。

参考

○愛荘町いじめ問題調査委員会（令和3年6月設置）設置目的等

本愛荘町いじめ問題調査委員会は、愛荘町いじめ問題調査委員会設置要綱第2条第1項に基づき、いじめ防止対策推進法第24条の規定による調査を行い、もっていじめ事案及びいじめが疑われる事案に対する学校の対応の検証と再発防止を目的として設置された機関である。